

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 6 月29日
【会社名】	トレンダース株式会社
【英訳名】	Trenders, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 岡本 伊久男
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東三丁目16番 3 号
【電話番号】	03-5774-8876
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 田中 隼人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目16番 3 号
【電話番号】	03-5774-8876
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 田中 隼人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮でき、適切な人材を確保できるようにするため現行定款第30条（社外取締役との責任限定契約）及び第41条（社外監査役との責任限定契約）を変更案第30条（取締役の責任免除）及び第41条（監査役の責任免除）としたうえで、それぞれ第1項の新設と第2項の一部を変更するものであります。

(4) その他、記載事項の明確化等のため、規定の修正を行うものであります。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、岡本伊久男、黒川涼子（戸籍名：佐々井涼子）、田中隼人、本田哲也、石川森生、横山隆治の6名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	40,952	28	2	（注）1	可決（99.92％）
第2号議案 取締役6名選任の件					
岡本 伊久男	40,983	35	3	（注）2	可決（99.90％）
黒川 涼子	40,986	32	3		可決（99.91％）
田中 隼人	40,986	32	3		可決（99.91％）
本田 哲也	40,985	33	3		可決（99.91％）
石川 森生	40,984	34	3		可決（99.91％）
横山 隆治	38,484	2,534	3		可決（93.81％）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上